

議案第 9 1 号

碓氷峠の森公園条例の一部を改正する条例について

碓氷峠の森公園条例を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

安中市長 岩 井 均

碓氷峠の森公園条例の一部を改正する条例

碓氷峠の森公園条例（平成18年安中市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条第2号中「農園及び」を削る。

第7条第1項ただし書を削り、同条第2項中「市長又は」を削る。

第8条から第10条までの規定中「市長又は」を削る。

第13条を削る。

第14条中「第12条」を「前条」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「市長又は」を削り、同条を第14条とする。

第16条中「市長又は」を削り、同条を第15条とする。

第17条中「市長又は」を削り、同条を第16条とする。

第18条第2項中「市長又は」を削り、同条を第17条とする。

第19条を第18条とし、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（市長による管理）

第21条 市長は、安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、指定管理者の指定を取り消し、期間を定めて第6条各号に掲げる業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定管理者が業務の全部若しくは一部を行うことが困難であると認めるときは、当該業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

別表第1中

「

農園	安中市松井田町坂本1357番地
----	-----------------

」を

「

キャンプ場	安中市松井田町坂本1287番地2
-------	------------------

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区分	公開日	公開時間	備考
碓氷峠の森公園	4月1日から翌年3月31日まで	午前10時から午後10時まで	
碓氷峠の森公園交流館	4月1日から翌年3月31日まで	午前10時から午後10時まで（午後9時30分入場終了）	毎月第2・4火曜日を除く。
体験実習館	4月1日から翌年3月31日まで	午前8時30分から午後10時まで	
宿泊滞在施設（コテージ）	4月1日から翌年3月31日まで	午後3時から翌日午前10時まで	
屋内交流広場	4月1日から翌年3月31日まで	午前8時30分から午後10時まで	
キャンプ場	4月1日から翌年3月31日まで	正午から翌日午前11時まで	
碓氷峠鉄道文化むら	4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	毎週火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）及び12月28日から翌年1月5日までを除く。

別表第3 碓氷峠の森公園交流館の項中「700」を「800」に改め、同表体験実習館体験実習室の項中「5,000」を「10,000」に改め、同表体験実習館多目的体験実習室の項中「3,000」を「6,000」に改め、同表宿泊滞在施設（コテージ4人用）の項中「20,000」を「40,000」に改め、同表宿泊滞在施設（コテージ6人用）の項中「30,000」を「60,000」に改め、同表宿泊滞在施設（コテージ8人用）の項中「40,000」を「80,000」に改め、

同表中

「

屋内交流広 場	昼間4時間 まで	1,000	
	昼間8時間 まで	2,000	
	夜間4時間 まで	2,000	

」を

「

屋内交流広 場	昼間4時間 まで	2,500	昼間とは、午前 8時30分から 午後5時までと する。
	昼間8時間 まで	5,000	
	夜間4時間 まで	5,000	夜間とは、午後 5時から午後1 0時までとす る。
キャンプ場 利用料	大人1人（車 両1台、テン ト1張りを含 む1区画）	5,000	1泊（宿泊を伴 わない利用を含 む。）当たりの 利用料金の額と

	当たり		する。
	大人 1 人当 たり（追加）	2, 0 0 0	
	小人 1 人当 たり（追加）	1, 2 0 0	
	ペット 1 匹 当たり	5 0 0	

」に改め、

同表碓氷峠鉄道文化むら入園料の項中「700」を「900」に、「400」を「500」に改める。

別表第4を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の利用料金の額については、なお従前の例による。